

不利益処分に係る処分基準（条例等）

番号	条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
39	動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第16条	措置命令	生活衛生課

- 1 条例第16条に基づき、飼い主に対し、期限を定めて、必要な限度において、特に厳重に係留をさせ、口輪をつけさせ、獣医師の検診を受けさせ、その他危害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおり。
飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考　条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。